



2007年12月26日

各 位

大阪市淀川区西宮原1丁目7番31号
I D E C 株式会社
代表者名 代表取締役会長兼社長 船木俊之
(コード番号 6652)
問合せ先
責任者役職名 常務執行役員経営管理担当
氏 名 土 谷 泰 三
T E L (06) 6398-2500

訴訟の判決に対する控訴の提起に関するお知らせ

当社と株式会社モリテックス（以下「モリテックス社」という）との間の、モリテックス社第35回定時株主総会における「取締役8名選任の件」及び「監査役3名選任の件」の決議取消請求訴訟に関しまして、モリテックス社より控訴が提起されましたので下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 控訴の経緯

当社は、2007年12月6日に公表（添付別紙：参考資料参照）のとおり、モリテックス社第35回定時株主総会における「取締役8名選任の件」及び「監査役3名選任の件」の決議取消請求訴訟について、東京地方裁判所より当社請求を全面的に認める判決をいただきましたが、モリテックス社は、これに対して、2007年12月10日付（控訴状送達日：2007年12月25日）で東京高等裁判所に控訴したものであります。

2. 今後の見通し

現時点では、モリテックス社より本件控訴に関する理由書の提出がないため、本件控訴につきましては、本件控訴に関する理由書を受領後、内容を十分に検討のうえ、対応致します。

なお、当社は、引き続き当社とモリテックス社双方の企業価値の最大化に向けて全力を傾注することができる最善の道を模索しております。

今後の展開の中で具体的な方策、見通し等が決定いたしましたら、適時、皆様へお知らせいたす所存でございます。

以 上



2007年12月6日

各 位

大阪市淀川区西宮原1丁目7番31号
I D E C 株式会社
代表者名 代表取締役会長兼社長 船木俊之
(コード番号 6652)
問合せ先
責任者役職名 常務執行役員経営管理担当
氏 名 土 谷 泰 三
T E L (06) 6398-2500

株式会社モリテックスに対する株主総会決議取消請求訴訟の 判決に関するお知らせ

当社が株式会社モリテックス（以下「モリテックス社」という）に対し提起しておりました、2007年6月27日開催のモリテックス社第35回定時株主総会（以下「本件定時総会」という）においてなされた「取締役8名選任の件」及び「監査役3名選任の件」の決議の取消しを求める訴訟に関しまして、本日、東京地方裁判所において、当社の請求を全面的に認める判決がありましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 訴訟の原因等

当社は、モリテックス社の筆頭株主として、当社とモリテックス社の事業シナジーを追求し、両社の企業価値を最大限に高めることなどを目的に、本件定時総会において、株主提案として「取締役8名選任の件」及び「監査役3名選任の件」を提案いたしました。しかしながら、モリテックス社の総会運営、議案の決議方法及び議決権行使書の勧誘活動等における対応には、違法かつ著しく不公正な点が多々あり、その結果、会社提案が違法かつ不当に承認可決されたため、当社は、これらの瑕疵を理由として、2007年6月27日、上記決議の取消しを求める訴訟をモリテックス社に対して提起いたしました。かかる株主総会決議取消訴訟に関しまして、この度、東京地裁において、当社の主張が全面的に認められたものであります。

2. 判決の概要

判決の概要は以下のとおりです。

- (1) 上記決議にあたっての議決権の集計方法（会社提案の議案に関して、当社が取得した委任状により代理行使された議決権の数を、決議要件たる過半数の算出をするに際して「行使された議決権の個数」（母数）に算入しなかったこと）は違法である。
- (2) 議決権行使を条件としたクオカードの配布は違法な利益供与にあたる。
- (3) 上記(1)及び(2)の理由により本件定時総会でなされた「取締役8名選任の件」及び「監査役3名選任の件」の決議を取消す。

3. 今後の見通し

当社といたしましては、引き続き当社とモリテックス社双方の企業価値の最大化に向けて、今後も最善の事業戦略を展開してまいります。今後の展開の中で具体的な方策、見通し等が決定いたしましたら、適時、皆様へお知らせいたします。

以 上